

資料 6

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院

第3期中期目標

素案

令和5年12月

旭市

前 文

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「法人」という。）は、平成28年4月1日の地方独立行政法人化により、制度の特長を活かした自主性・自立性の高い、効果的・効率的な業務運営の下、高度医療及び24時間365日の救急医療を提供し、千葉県北東部及び茨城県鹿行地域における基幹病院として地域の医療機関と連携し使命を果たしてきたところである。

第2期中期目標期間については、将来を見据えた取組として、遠隔病理診断科診療所を開設する一方で、目下の使命として新型コロナウイルス感染症患者の治療、さらには感染症予防業務にも協力するなど公的医療機関として地域住民が必要とするサービスの提供を行うことができた。経営面においても第1期に引き続き計画を上回る実績を達成できている。

今後は、少子高齢化の進展に伴い、医療の需要と提供の構造も大きく変わることが見込まれる。また、医師の働き方改革が令和6年度からスタートし、医師をはじめとする病院スタッフの働き方の転換期となり、法人に求めるガバナンスは一層大きなものとなる。

第3期中期目標期間においては、社会環境の変化に適切に対応するため、医療ニーズに応じた人材の確保に努め、法人の基本理念である「すべては患者さんのために」に従い、広域基幹型急性期病院として、地域の医療機関と更なる連携及び機能分担を図ることにより高度急性期医療及び救急、大規模災害、新興感染症等の公共性の高い医療を引き続き適切に提供することを求める。また、地域の関係機関と保健、医療、介護、福祉の分野において横断的な連携を図ることにより、市民をはじめとする地域住民の健康の維持、増進への寄与を期待するものである。

第1 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間とする。

第2 地域住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 広域基幹型急性期病院としての機能の充実

(1) 地域連携と機能分担の更なる推進

地域全体で切れ目のない医療を提供するため、行政、地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、介護・福祉施設等との連携を推進するとともに、地域医療機関との機能分担を推進し、香取海匝地域医療構想において必要とされる医療機能への最適化を図ること。

(2) 救急医療体制の充実

地域住民が安心して暮らすため、夜間・休日を含めた24時間365日の救急医療体制を継続すること。また、救急搬送の受入れをスムーズに行えるよう、消防等関係機関との連携の強化を図ること。

(3) 高度医療への取組

高度急性期患者を受入れる地域の基幹病院として、高度かつ専門的医療を確保し、更なる充実を図ること。

(4) 5疾病に対する取組

5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）に対する医療水準の向上を図ること。特にがん医療に関しては、地域がん診療連携拠点病院として集学的治療等の専門的な医療の提供、相談支援、知識の普及・啓発等の情報発信に努めること。

(5) 災害時医療、新興感染症医療、周産期医療、小児医療等への取組

災害及び新興感染症等の発生時には、速やかに対応体制に移行できるよう人材の確保、育成等を行い、体制の整備に努めること。また、周産期医療、小児医療については、安心して子どもを産み、育てられる環境を維持するため、適切な医療の提供に努めること。

(6) 高齢者医療への取組

高齢者医療については、多角的なアプローチが必要であるため、行政、地域の医療機関、福祉関係者など多職種連携によるケアを行い、重症化予防及び早期発見に努め、健康寿命の延伸を図ること。また、認知症疾患医療センターとして、先進的な医療の提供を行うこと。

(7) 医療安全対策及び院内感染防止対策の徹底

市民をはじめとする地域住民に対して安全・安心な医療を提供するため、

医療安全及び院内感染防止にかかる情報の収集、分析及び共有を行い、医療事故の発生、院内感染の発生及び拡大を防ぐこと。

2 患者等のサービスの向上

(1) Q I 分析等による医療の質の向上

法人の機能、診療、サービスの質を様々な指標を用いて数値化し、客観的に分析することにより医療の質の向上に努めること。

(2) 医療D X推進と患者サービス（利便性）の向上

デジタル技術を活用し、医療の質及び効率を向上させるとともに、患者等に対し分かりやすく明瞭な説明（インフォームドコンセント）、快適なサービス等を実施することにより患者の満足度及び利便性の向上に努めること。

(3) 第3者評価とP D C Aサイクルの実施

業務に対して第3者の客観的な視点による評価を受け、その結果に基づいて対策の検討を行い、継続的にサービス、その他業務の改善を図ること。

3 市の施策推進における役割の發揮

(1) 予防医療への取組

市民の健康維持・増進を図るため、市や地域の医療機関と連携・協力し、疾病の発症予防、病状の進行を遅らせるための取組を行うこと。

(2) 適切な保健医療情報等の提供・発信

市民の健康意識の向上、予防医療の重要性に関する情報を積極的に提供すること。また、多様な人に情報を提供するため、様々な媒体、方法により発信すること。

(3) 市の施策への連携・協力

旭市生涯活躍のまち事業は、法人（旭中央病院）を核とした市全体の活性化につなげるための拠点としてのまちづくりであり、事業への積極的な参加、協力に努めること。また、介護・福祉の提供については、市の方針に沿った取組を継続すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 働き方改革と人材確保

(1) 医師の働き方改革への取組

医師の働き方改革のスタートに伴い、医師の労務管理、労働時間の短縮等により健康を確保し、能力を活かせる環境を整備し、質と安全を確保した医療を持続可能な形で患者に提供すること。また、医師の時間外労働の上限規制に伴い、提供するサービスに支障が生ずることのないよう医師の適正配置及び看護師等他職種との役割分担の最適化に努めること。

(2) 医師・看護師等の専門職の確保・育成

提供する医療水準を維持向上させるため、優秀な医師の確保に努め、初期研修医及び専攻医を育成すること。また、看護師、医療技術職員については、関係教育機関との連携を強化し、優れた人材の計画的、安定的な確保に努めること。さらに、職務能力の高度化及び専門化を図るとともに、地域医療支援センター等の医療資源を活用し、職務能力の向上に努めること。

(3) 職員の就業環境の整備

職員が働きやすい職場で、仕事にやりがいが持てるよう日常業務の質の向上を図るとともに、職員のワークライフバランスに配慮した環境の整備に努めること。

2 ガバナンスの強化

(1) コンプライアンスの徹底

患者の安全及び信頼確保のため、関係法令、医療倫理を遵守するとともに、社会規範に従い適正な業務運営に努めること。

(2) 情報管理体制の徹底

情報セキュリティに留意して個人情報、情報システムの管理を徹底するとともに、診療情報の適切な提供に努めること。

(3) 内部監査の充実

効率的な統制を行うため、内部統制の必要性、方法、範囲等を組織全体で共有するとともに、内部監査計画に基づいて業務内容を検査することによつ

て、適正な業務運営とリスクマネジメントの推進に努めること。

3 安定的な経営基盤の構築

(1) 健全経営の維持

診療報酬改定等の変化に対応するため、現状を的確に分析し、必要な施策の検討を行い、収益を確保すること。また、薬品費、診療材料費及びその他の経費を含めた費用の節減を実施し、健全な経営の維持に努めること。

(2) 施設・設備の最適化の検討、実施

地域の医療ニーズ、医療及びデジタル技術の進展、施設等の老朽化、収支見通し等を踏まえ、新たな投資等の必要性を検討したうえで計画的に実施すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項を実行し、旭中央病院の公的使命を果たしつつ、経営基盤を更に安定させる中期計画及び年度計画を作成し、実行すること。